

# 産地連携支援緊急対策事業実施規程

制定 令和8年4月17日

## 第1 目的

食品産業は、我が国の食料の安定供給において重要な役割を担っているが、原材料調達を取り巻く環境は大きく変化をしている。近年、食品企業においては消費者ニーズや調達リスク回避の観点から国産原材料を志向する傾向が高まっているものの、国内産地との関係は間接的な取引が大宗を占めており、長期安定的な原材料調達が求められている。一方で、国内の農林水産業は高齢化や担い手不足による生産力の低下、気候変動などによる生産の不安定化、輸入農林水産物との競合激化などの課題を抱えている。このため本事業では、食品製造事業者等に対し、産地を支援する取組や産地との連携による国産原材料の取扱量増加、安定調達の取組を支援することで、国産原材料の利用拡大と安定取引の取組を促進し、過度な輸入依存からの脱却と食料システムの強靱化を実現し、食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めることを目的とする。

産地連携支援緊急対策事業の実施は、持続的な食料システム確立緊急対策事業補助金交付等要綱（令和7年12月18日付け7新食第2000号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下、「交付規則」という。）、産地連携支援緊急対策事業実施要領（令和7年12月18日付け7新食第1999号。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本規程によるものとする。

## 第2 事業実施者

### 1 対象となる事業実施者

食品の加工・製造を行っている事業者若しくはこれらが組織する団体（経営体としての業種区分にかかわらず、食品製造を行っているか否かで判断する。）又はこれらの事業者とともに事業を実施しようとする者（以下「食品製造事業者等」という。）であって、産地と連携した国産原材料調達計画（以下「産地連携計画」という。）を策定する者。

### 2 事業実施者の要件

本事業の対象となる事業実施者は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、第三セクター、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、協同組合連合会、公社、独立行政法人又は法人格を有しない団体のうちこれらに類する者として株式会社JTBが農林水産省と協議の上、特に認める者（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- (2) (1) の特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ① 代表者の定めがあること。
  - ② 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
  - ③ 各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- (3) (1) の特認団体の申請をする団体は、別記様式第1号の特認団体承認申請書を

提出し、株式会社 J T B の承認を受けるものとする。

- (4) 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- (5) 本事業に応募する者は、産地連携支援緊急対策事業実施要領に基づき、次の要件を全て満たしていなければならない。
  - ① 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる者であること。
  - ② 安定した事業運営が可能であると認められること。なお、直近 3 事業年度において経常損益が 3 年連続で経常損失である者、又は直近の決算において債務超過の状態にある者は該当しない。
  - ③ 事業計画が農林水産業全般に関する基本政策及び本事業の目的に沿っていること。
  - ④ 事業計画が事業の確実な遂行に適した内容であること。
  - ⑤ 下記の事項を含む「産地連携計画」を策定していること。
    - ア 連携産地の名称及び所在地
    - イ 産地に対して行う取組の内容
    - ウ 調達条件（数量、期間又は面積等）
    - エ 調達量増加に伴う原材料受入、製造及び販売の方策及び時期
    - オ 応募時点における国産原材料の取扱状況
  - ⑥ 本事業実施年度の 3 年後を目標年度とし、当該目標年度における事業実施者の国産原材料の調達量について、本事業実施年度を基準とした産地連携に係る国産原材料の増加割合が 10% 以上となる調達量とする成果目標を設定していること。
  - ⑦ 食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食料システム法」という。）に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を受けている又はその見込みがあること。
  - ⑧ 産地連携フォーラムに参画していること。
  - ⑨ モデル事例としての経営改善情報の提供、講演会や展示会等におけるモデル事例の広報活動への参画、現場公開等によるモデル拠点としての機能発揮等、産地連携フォーラム等の農林水産省が取り組むモデル事例の横展開に資する活動の要請に協力すること。

### 第 3 事業の内容

#### 1 対象となる事業の内容

株式会社 J T B は、食品製造事業者等が行う産地との連携強化による国産原材料の安定調達を図る取組等に関して、第 5 により採択された事業実施者が実施する以下の（1）及び（2）に掲げる取組に要する経費を事業実施者に補助するものとする。

##### （1）食品製造業者等から産地への農業機械や資材の貸与・提供等

食品製造事業者等が産地と連携し、求める品種の生産依頼に伴う種苗提供、収穫・選別機の貸与、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣して行う生産補助、栽培技術指導のための専門家派遣、及び産地側の建屋内に設置する農林水産物保管用設備（建

屋と一体でないもの)の導入に係る費用又はこれらに類する取組に係る経費。

(2) 産地との連携による国産原材料取扱量増加に伴う機械設備の導入等

産地との連携による国産原材料の利用拡大に伴い食品製造事業者等が行う新商品開発(原材料費・調査費を含む)、機械導入、製造ラインの増設・変更及び食品表示の変更に伴う包材更新等に係る費用。

2 対象となる産地の要件

第2の(5)の⑦により産地連携計画を策定する上で、以下に該当する者は、法人又は個人の別を問わず、対象となる事業の産地とはならない。

- ① 事業実施者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業、同一の資本により支配される個人事業主等
- ③ 事業実施者の関係会社(事業実施者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに事業実施者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、(イ)に掲げるものを除く。以下同じ。)
- ④ 事業実施者との間で、事業承継(吸収合併、株式譲渡、営業譲渡、事業譲渡等を含む。)の予定があることが確認された者(契約書、覚書、議事録、株主総会決議、取締役会決議その他合理的に事業承継の意図が認められる文書等により確認された場合を含む。)
- ⑤ その他代表者が事業実施者と同じ法人又は個人事業主等

3 補助対象経費

産地の支援に係る資材、機械・設備(収穫機、選別機等)導入費、産地への生産補助のための社員等派遣旅費及び産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費等並びに産地との連携による国産食品原材料の取組量増加に伴う新商品開発費(試作品の原材料費、調査経費を含む。)、機械導入費(機器設備導入、製造ライン変更・増設費)及び包材費(食品表示変更に伴う包装資材の更新、デザイン作成、初期費用、ただし廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。)とし、それぞれの具体的な内容及び範囲については、別表1及び別表2のとおりとする。

4 補助率及び補助上限額

本事業の補助率は、1/2以内とする。

補助金の上限は2億円、下限は100万円とする。ただし、別表1の第一の区分に記載する「産地を支援する取組」を行う場合は上限3億円とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和9年2月16日までとする。

第5 事業の公募

本事業に係る補助金の交付を受けようとする事業実施者(以下「応募者」という。)は、以下の(1)による応募の手続きを行うとともに、株式会社JTBは、(2)・(3)に掲げる評価・審査を行い、採択者を決定するものとする。

(1) 応募者は、別記様式第2号により事業実施計画の詳細を記した事業実施計画書を

作成し、株式会社 J T B に提出するものとする。

- (2) 株式会社 J T B は、事業実施者を公募するごとに、事業実施者の選出に当たり、外部有識者、農林水産省職員等により構成される公募選考会を設置し、応募者から提出された事業実施計画書が適切であるか等について評価・審査を行い、採択者を決定する。
- (3) 株式会社 J T B は、応募者に対し、公募選考会の結果をもとに決定した採択又は不採択の結果を通知するものとする。なお、採否の判断は、第 6 に定める事業実施計画書の評価基準を踏まえるものとし、必要に応じて、評価項目の裏付けとなる追加資料の提出を求めることができる。

## 第 6 事業実施計画書の評価

事業実施者の採択に当たっては、以下に掲げる事業実施計画の評価基準を踏まえるものとする。なお、株式会社 J T B は、当該事業実施計画が事業実施期間内に適切に完了できるかを確認するため、応募者に対し、工程表、作業計画、個々の機械設備等の導入に係る製造業者の見積書及びそれらの配置図その他の必要な資料の提出を求めることができる。これらの資料により、当該補助事業の実施が期間内に完了する見込みが十分でないと認められる事業実施計画書は、事業の採否の選考の対象としない。

- 1 応募者が作成・提出した事業実施計画書については、以下に掲げる項目を「必須項目」として評価することとし、これらの項目が示されていない事業実施計画書は、事業の採否の選考の対象としない。
  - ① 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること（産地側との契約形態の具体性、品質・数量の変動対応策、資機材導入が事業実施期間内に完了するよう適切に策定されていることが明記されていることを含む）。
  - ② 事業実施手続及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
  - ③ 事業費のうち産地連携支援の自己負担部分について、適正な資金調達が可能であること。
  - ④ 本事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれること。
  - ⑤ 適切な目標額、目標数量及びその把握方法を記載し、事業実施後、実績を定量的に報告することができること。
- 2 以下に掲げる項目を「任意項目」として評価することとし、これらの項目が示されていた場合は、加点の対象とする。
  - ① 産地を支援する取組であること（第 3 の 1 における「食品製造業者等から産地への農業機械や資材の貸与、提供等」の取組に該当すること）。
  - ② 産地を支援する取組、調達条件に優位性があること。
  - ③ 産地連携計画により調達した国産原材料を使用した製品の販路確保に関して、具体的な根拠のある計画となっていること。
  - ④ 一次加工業者の取組であること。
  - ⑤ 農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和 6 年法律第 63 号）第 7 条第 1 項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けていること。

- ⑥ 新規性のある商品であること。
- ⑦ モデル事例となるような取組を行うものであること。

3 応募者は、補助対象経費に係る見積書を提出するに当たり、「製造設備一式」「機械一式」その他の一括の表示のみの記載をしてはならない。必ず、個々の機械又は設備ごとに、品名、型式・メーカー、仕様（処理能力・性能・寸法・電源容量等）、数量、単価及び当該設備の導入目的並びに設置場所を明記した内訳書を添付しなければならない。

事務局は、必要と認めるときは、当該見積書の根拠となる仕様書、図面、カタログ等の提示を求めることができるものとし、事業実施計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業実施計画に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、審査の対象としないこと、又は補助対象経費の精査により減額し、若しくは再提出を求めることがある。

## 第7 事業の成果目標

事業実施者の成果目標は、本事業実施年度の3年後を目標年度とし、当該目標年度における事業実施者の国産原材料の調達量について、本事業実施年度を現行とした産地連携に係る国産原材料の増加割合が10%以上となる調達量とする。ただし、その他の目標として以下の①から⑤に掲げる項目を含めることができるものとする。

- ① 産地との合意書締結数、支援策回数、調達条件における優位性の維持・向上
- ② 国産原材料を使用した製品の売上、数量。特定カテゴリーにおける市場シェア
- ③ 導入した資機材の計画稼働率達成度、想定リスクに対する対応策の実行状況と効果
- ④ スマート農業技術導入による生産効率向上、関連法令に基づく計画の達成度
- ⑤ 国産原材料の付加価値による価格転嫁の成功度合い、国産原材料使用製品に対する顧客満足度調査結果

## 第8 事業実施手続

### 1 補助金交付の申請

(1) 第5の(3)により、採択の通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号により交付申請書を作成し、事業実施計画書及び環境負荷低減のチェックシートを添えて、株式会社JTBに提出するものとする。

(2) 事業実施者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

(3) 株式会社JTBは、(1)の交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施者に通知するものとする。なお、事務局は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定に条件を附することができる。

(4) 事業実施者は、(1)の交付申請を取り下げようとするときは、提出した日から15日以内に別記様式第4号により交付申請取下書を作成し、株式会社JTBに提出しなければならない。

## 2 事業の委託

事業実施者は、事業内容の一部を他の者に委託して行わせる場合は、次に掲げる①及び②の事項を事業実施計画書に記載し、あらかじめ株式会社 J T B の承認を得るものとする。ただし、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の委託は認めない。なお、委託して行わせることのできる事業に要する経費は、事業費全体の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、この限りでない。

- ① 委託先
- ② 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

## 3 契約等

- (1) 事業実施者は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、当該事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 事業実施者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第5号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

## 4 事業実施計画の重要な変更

事業実施者は、以下の①から③に掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合は、別記様式第6号により計画変更承認申請書を株式会社 J T B に提出するものとする。

- ① 事業の内容の追加又は削除
- ② 事業目的の変更
- ③ 成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更

## 5 事業の中止または廃止

事業実施者は、事業の中止または廃止を行う場合には、別記様式第6号により事業中止（廃止）承認申請書を株式会社 J T B に提出するものとする。

## 6 事業遅延の届出

- (1) 事業実施者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を株式会社 J T B に提出し、その指示を受けなければならない。
- (2) 事務局は、前項の届出内容等により、当該補助事業の実施が本事業の実施期間内に完了することが難しいと認められる状況が生じた場合には、必要に応じて、事業実施者に協議の上、当該補助事業の中止又は廃止について指示することができる。なお、補助事業の実施又は費用の執行については、本事業の実施期間内に完了するよう適切に計画し、半導体不足や国際紛争に伴う海運遅滞等の常態化といった予見可能な状況を事由とする翌年度への繰越しは行わないものとする。

## 7 事業遂行状況の報告

事業実施者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において別記様式第8号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに株式会社JTBに提出するものとする。

## 8 事業実施状況の報告

- (1) 事業実施者は事業を完了したとき（廃止の承認があったときを含む。）は、その日から1ヶ月を経過した日又は令和9年2月16日のいずれか早い日までに事業実施計画書に準じて別記様式第10号により実績報告書を作成し、株式会社JTBに提出するものとし、事業の実績については、事業の成果目標に基づき記載するものとする。
- (2) 事業実施者は、別記様式第10号による実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (3) 事業実施者は、別記様式第10号による実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第11号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに株式会社JTBに報告するとともに、株式会社JTBの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- (4) 6に該当する事業実施者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月15日までに前項の実績報告書に準ずる実績報告書を株式会社JTBに提出しなければならない。

## 9 補助金の額の確定等

- (1) 株式会社JTBは、別記様式第10号による実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- (2) 交付決定者は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- (3) 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 10 補助金の支払

- (1) 事務局は、事業実施者より実績報告書の提出を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。なお、現地調査等については、現地調査等と概ね同等の効果が得られる他の調査等をもって現地調査等に代えることができるものとする。
- (2) 事務局は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。

## 11 成果の報告等

事業実施者は、事業の成果について、事業実施翌年度から3年間、毎年度、別記様式第12号により実施状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の5月末までに株式会社JTBに報告するものとする。

ただし、当該期限では適切に事業成果を評価することが困難な場合は、あらかじめ株式会社JTBに、報告の予定時期及び報告期日が遅れる合理的な理由を届出の上、報告するものとする。

株式会社JTBは、事業実施者が設定した成果目標に対する事業成果について、その要因を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、当該事業実施者に対し、必要な改善措置を指導し、成果達成の目標期間までの間、改善状況を報告させるものとする。

## 第9 額の再確定

- 1 第8の9の(1)による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、株式会社JTBに対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第8の8の(1)に準じて提出するものとする。
- 2 株式会社JTBは、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第8の9の(1)に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第8の9の(2)及び(3)の規定は前項の場合に準用する。

## 第10 交付決定の取消等

- 1 株式会社JTBは、第8の5による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
  - ① 交付決定の内容又はそれに附した条件に違反した場合
  - ② 事業実施者が、実施規程に基づく株式会社JTBの処分若しくは指示に違反した場合
  - ③ 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - ④ 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適切な行為をした場合
  - ⑤ 事業実施者が、補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - ⑥ 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 株式会社JTBは、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 株式会社JTBは、取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8の9の(3)の規定を準用する。

## 第11 収益納付

- 1 事業実施者が本事業の実施により相当の利益を得たと認められる場合には、別記様式第13号により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、当該報告に係る年度の翌年度の5月末日までに株式会社JTBに報告するものとする。ただし、株式会社JTBは、特に必要と認める場合には、当該報告を求める期間を延長することができるものとする。
- 2 株式会社JTBは、事業実施者が相当の収益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、株式会社JTBを通じて国庫へ納付を命じることができるものとする。
- 3 収益の納付を求める期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要する経費として確定した補助金の額を限度とし、株式会社JTBは、特に必要と認める場合には収益の納付を求める期間を延長することができるものとする。
- 4 株式会社JTBは、事業実施者より相当の収益の納付があった場合には、農林水産省へ報告後、国庫へ納付するものとする。

## 第12 補助金の経理

- 1 事業実施者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 事業実施者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第14号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

## 第13 開発された商品・技術の帰属

本事業を実施することにより、発生した特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権(以下「特許権等」という。)については、次の1から4までの条件の遵守を約する確認書を、株式会社JTBを通じ、国に提出することを条件に、事業実施者に帰属させることとする。ただし、国に提出され

た著作物等を成果の普及等に利用し、又は当該目的で第三者に利用させる権利については、国又は国の指定する者に許諾することとする。

- (1) 本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく株式会社 J T B を通じ農林水産省へ報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国又は国の指定する者に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないことが認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 事業実施者は、本事業の成果である特許権等については、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に株式会社 J T B を通じ、農林水産省と協議して承諾を得ること。

#### 第 14 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施者は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を株式会社 J T B を通じ、国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る補助金相当額を国庫に納付するものとする。

#### 第 15 財産の処分の制限

1 事業実施者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、事務局の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が事業実施者から提出された補助金の補助金交付申請書に記載してあるときは、次に掲げる条件により事務局による補助金の交付の決定をもって事務局の承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

事務局は、1 の規定による事務局の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事務局に納付させることがある。

- 2 事業実施者は、取得財産等のうち 1 に規定するものについて、1 に定める期間中、別記様式第 12 号による財産管理台帳を整備保管することとする。
- 3 補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち 1 件当たりの取得価格 5 万円以上 50 万円未満のものについて、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間においては、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保

に供してはならず、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については、この限りでない。

#### 第16 留意事項

補助事業により整備した機器について、事業名・導入年月日を表示（プレートやシール等）すること。

#### 第17 報告又は指導

- 1 事務局は、必要に応じ、事業実施者に対し、本事業の実施状況、経理状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係書類若しくは電磁的記録の提出若しくは提示を求めることができる。事業実施者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に応じなければならない。
- 2 事務局は、必要があると認めるときは、事業実施者の事務所、工場、倉庫その他本事業の実施に係る場所に立ち入り、関係者に確認し、又は関係書類若しくは電磁的記録を閲覧し、若しくは複写（電磁的記録の複製を含む。）することができる。事業実施者は、正当な理由がある場合を除き、当該調査に協力しなければならない。
- 3 事業実施者が、正当な理由なく前二項の求めに応じない、妨げる、若しくは怠る、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を行ったと認められる場合は、事務局は、当該行為を第10の規定による交付決定の取消し等の対象とすることができる。
- 4 前項に該当するおそれがある場合その他調査により確認を要する事実が判明した場合においては、事務局は、必要な範囲で、交付決定の手續、補助金の支払又は精算手續の全部若しくは一部を一時的に留保又は停止することができる。
- 5 前各項の調査の実施に当たっては、個人情報保護及び事業上の秘密の保持に十分配慮し、調査の目的達成に必要な最小限の範囲で行うものとする。
- 6 事務局は、総括審議官が必要に応じて行う報告の徴求、指導その他の求めに応じ、必要な資料を取りまとめて速やかに提出するとともに、当該求めに基づき事業実施者に対し報告、資料の提出又は改善の実施を求めることができる。事業実施者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

#### 第19 守秘義務

事業実施者は、本事業の遂行に際し、知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し、適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に使用してはならない。

なお、情報のうち第三者の機密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

別表 1  
補助対象経費の範囲等

第一 事業内容	第二 補助対象経費の範囲	第三 補助率
<p>産地連携支援緊急対策事業</p> <p>食品製造事業者等が求める食品原材料の安定確保により食品産業のサプライチェーン全体での持続可能性を高めるため、産地と連携する計画を策定した食品製造事業者等が新たな産地を支援する次に掲げるア～オ又はこれらに類する取組、産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入及び新商品等の開発・製造等の取組を行う</p> <p><b>【産地を支援する取組】</b>            ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供            イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与            ウ 産地に加工ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与            エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料を生産してもらうための、食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣する生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣する栽培技術等指導            オ 本事業に関係する産地側の建屋内に設置され、産地連携計画等において記載された農林水産物の保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置</p> <p><b>【産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う取組】</b>            産地との連携による国産食品原料の取扱量増加に伴う機械設備等の導入、新商品等の開発・製造等の取組に係る経費</p>	<p>産地の支援に係る資材、機械及び設備導入費や産地への生産作業補助のための社員等派遣旅費、産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝金・旅費、産地との取組に係る保管に用いるための、当該建屋と一体でない設備の設置費等</p> <p>産地との連携による国産食品原材料の取扱量増加に伴う新商品開発費（試作品の原材料費及び調査経費を含む。）、機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費（デザイン作成、初期費用、廃棄包装資材相当数分の新包装資材分に限る。）等</p>	<p>1 / 2 採択 1 件当たりの補助上限は 2 億円（ただし、産地を支援する取組を行う場合は 3 億円とする。）</p>

別表 2

別表の第 1 のうち産地の支援に係るもの	
機械・設備費	<p>食品製造事業者等が行う別表 1 の第一のア～オ又はこれらに類する取組のため、生産から出荷までの範囲で産地で使用するもので、本事業のために使用される機械・設備の購入、製作に要する経費</p> <p>1) 機械・設備のオプション・付属品は、本事業のために必要なものに限る。</p> <p>2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。</p> <p>3) 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。「効用の増加価格」とは、補助対象経費により 施設・設備の効用を増加させた費用（器具、備品等およびその設置等にかかる工事費）をいう。</p> <p>4) 生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。</p> <p>5) 既存機械・設備の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。</p> <p>6) リース・レンタル料は補助対象外とする。</p> <p>7) 3 者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等、価格の妥当性を証明できる場合には、中古設備も補助対象とする。</p> <p>8) 「機械・設備費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には旅費とする。旅費に関する支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</p> <p>(注) 見積書における「設備一式」「機械一式」等の一括表示のみの記載は認めない。対象機器ごとに、名称、型式・メーカー、仕様（処理能力・性能等）、数量、単価、導入目的及び設置場所を明記した内訳書を添付すること。システム一体で調達する場合も主要構成機器の内訳を示すこと。</p>

<p>消耗品費</p>	<p>食品製造事業者等が行う別表1の第一のA～オ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される消耗品</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 他への使用用途がないものに限る。</li> <li>2) 原則、1件当たりの取得価格が5万円未満のものに限る。(本事業の遂行のために必要な種苗(種子・種苗)の購入は認める)</li> <li>3) 事業実施計画の範囲で確実に使用できるものに限る(量等)。</li> <li>4) リース・レンタル料は補助対象外とする。</li> </ol>
<p>備品費</p>	<p>食品製造事業者等が行う別表1の第一のA～オ又はこれらに類する取組のために使用するもので本事業のために使用される備品</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 他への使用用途がないものに限る。</li> <li>2) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。</li> <li>3) 1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が5万円以上50万円未満のものに限る。</li> <li>4) 生産から出荷までの範囲外又は産地で使用しないものは補助対象外とする。</li> <li>5) 既存の備品の改良、改修、改造、再整備等は補助対象外とする。</li> <li>6) リース・レンタル料は補助対象外とする。</li> </ol>
<p>謝金</p>	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等(食品製造事業者等の社員以外)に支払われる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合、学識経験者、篤農家等の専門家に依頼した栽培技術等指導業務の経費を補助対象とすることができる。(依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。)</li> <li>2) 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。</li> <li>3) 支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</li> </ol>

旅費	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家や篤農家等に支払われる謝金又は食品製造事業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助に支払われる経費又は「機械・設備費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等</p> <p>1) 支給基準は、事務局が定めるとおりとし、産地との往復等に限る。</p> <p>2) 産地の活動に具体的に負担を負う関与をしないもの又は産地以外に行くものは補助対象外となる。（例えば、産地候補の調査のための産地までの旅費は補助対象外）</p>
外注費	<p>本事業の遂行のために必要な栽培技術等指導や食品製造事業者等が求めるGAP等生産工程管理等の認証取得を外注（請負、委託、役務等）する場合の経費</p> <p>※ 本経費については、栽培技術等指導を専門家へ依頼した場合の謝金・旅費を想定しているが、専門家側において外注方式を指定した場合や食品製造事業者等が求めるGAP等生産工程管理等の認証取得を外部へ委託等を想定している</p> <p>※ 外注先との書面による契約等の締結が必要である。</p> <p>※ 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械・設備費」に計上すること。</p>

別表の第1の事業で食品製造事業者等の取組に係るもの	
機械装置費 システム構築費	<p>① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作に要する経費</p> <p>② 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築に要する経費</p> <p>③ ①又は②と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費</p> <p>1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）における「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」に係る経費が対象となる。「建物」、「建物付属設備」、「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」に係る経費は補助対象外となるので注意すること。</p> <p>2) 機械装置又は自社により機械装置やシステムを作成・構築する場合の部品の購入に要する経費は「機械装置・システム構築費」となる。</p> <p>3) 「改良・修繕」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械装置等の機能を高めることや耐久性を増すために行うものである。</p> <p>4) 「据付け」とは、本事業で新規に購入又は本事業のために使用される機械・装置の設置と一体で捉えられる軽微なものに限る。</p> <p>5) 3者以上の中古品流通事業者等から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合には、中古設備も補助対象とする。</p> <p>6) リース・レンタル料は補助対象外とする。</p> <p>（注）見積書における「設備一式」「機械一式」等の一括表示のみの記載は認めない。対象機器ごとに、名称、型式・メーカー、仕様（処理能力・性能等）、数量、単価、導入目的及び設置場所を明記した内訳書を添付すること。システム一体で調達する場合も主要構成機器の内訳を示すこと。</p>
技術導入費	<p>本事業の遂行のために必要な知的財産権等の導入に要する経費</p> <p>1) 知的財産権を所有する他者から取得（実施権の取得を含む）する場合書面による契約の締結が必要となる。</p> <p>2) 技術導入費支出先には、専門家経費、外注費を併せて支払うことはできない。</p>

<p>専門家経費</p>	<p>本事業の遂行のために依頼した専門家に支払われる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合は、学識経験者、兼業・副業、フリーランス等の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費を補助対象とすることができる。（依頼内容に応じた価格の妥当性を証明する複数の見積書を取得することが必要である。）</li> <li>2) 旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</li> <li>3) 専門家経費支出対象者には、技術導入費、外注費を併せて支出することはできない。</li> </ol>
<p>運搬費</p>	<p>本事業の遂行のために必要な運搬料、宅配・郵送料等に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 購入する機械装置の運搬料については、機械装置・システム費に含めることとする</li> </ol>
<p>調査費</p>	<p>本事業の遂行のために必要な、新商品開発時のマーケット等の調査に要する経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新商品開発時の加工や設計・検査等の費用は外注費に含めることとする。</li> <li>2) 外注（請負、委託等）する場合は、外注先との書面による契約の締結が必要である。</li> </ol>
<p>外注費</p>	<p>本事業の遂行のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負、委託等）する場合の経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は補助対象外とする。</li> <li>2) 外注先との書面による契約の締結が必要である。</li> <li>3) 機械装置等の製作を外注する場合は、「機械装置・システム構築費」に計上すること。</li> <li>4) 外注先に、技術導入費、専門家経費を併せて支払うことはできない。</li> <li>5) 外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は補助対象外とする。</li> <li>6) 「機械装置・システム構築費」に関する作業に関して、エンジニアなどの旅費等は、切り分けられる場合には外注費とする。旅費に関して支給基準は、事務局が定めるとおりとする。</li> </ol>

包装資材費	<p>本事業の実施により発生する包装資材の廃棄相当分（量）の包装資材更新に要する経費</p> <p>1) 食品表示変更に伴う包装資材の更新に必要なデザイン作成、初期費用、包装資材原料費。旧包装資材から新包装資材に切り替えた時に廃棄される旧包装資材の相当分（量）又は新包装資材の 2 ヶ月分の相当量のいずれか低い方の経費とする。旧包装資材の廃棄費用は対象にならない。</p>
原材料費	<p>新商品開発に係る試作品の食品原材料に要する経費</p> <p>1) 販売するものに係る原材料費は対象外とする。</p>

#### 補助対象経費全般の留意事項

(1) 以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 土地・圃場借料
- ・ 酒類の醸造及び蒸留設備に係る費用
- ・ 導入した機械・設備、消耗品、備品の維持・管理・修理・廃棄に係る費用
- ・ 導入した機械・設備や消耗品・備品のリース・レンタル料
- ・ 本事業遂行のための既存機械・設備等の撤去、農道整備、暗渠・明渠設置、伐採等に要する経費
- ・ 免許、資格、権利の取得に要する経費
- ・ 土壌分析に必要な経費
- ・ 堆肥等購入、運搬、保管、散布、調査、指導等に係る経費
- ・ 肥料・飼料等の購入、運搬、保管等に係る経費
- ・ 建物、建物付属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具の購入等に係る経費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に掲げるもの）
- ・ 民間倉庫等に保管するための保管料、借上費用
- ・ 導入した機械・設備、機械装置システム等に係る電気代・燃料費
- ・ 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ フランチャイズ加盟料
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券
- ・ 販売する商品の原材料費（補助対象経費の原材料費は除く）、文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、娯楽、接待等の費用
- ・ 不動産の購入費、株式の購入費、自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用

- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 収入印紙
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）及び両替手数料
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税額（以下「消費税等」という。）等）
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 事業実施計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・提出に係る費用
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、家具、集塵機、コンプレッサー、電源装置等）の購入費
- ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積もりを取得している場合等を除く）
- ・ 事業に係る自社の人件費、旅費（産地への生産作業補助のための旅費は除く）
- ・ 広告宣伝・販売促進に係る一切の経費  
（パンフレット、動画、写真等の作成及び媒体掲載、展示会出展（国内・海外を問わない）、セミナー開催、営業代行、マーケティングツール活用、PR等に関する経費を含む。）
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

※諸経費・管理費など内訳が不明な費目は、見積もりなどに記載がない場合、内容が判断できない場合は対象経費から除外となることがあります。必要に応じて内訳が判断できるよう情報を提示してください。

※一過性の支出と認められるような支出が補助対象経費の大半を占めるような場合や、産地との連携強化と併せて行う新商品開発において、外注のみによる取組で事業実施者自らの取組と認められない場合には、本事業の支援対象にはならない場合もあります。このようなケースの該当が想定される特段の事由がある場合には、応募申請時にその理由を明らかにした理由書を添付して提出してください。

(2) 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り（外国通貨の場合は、支払日当日の公表仲値で円換算）。支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。

(3) 採択後、交付申請手続きの際には、本事業における契約（発注）先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、経済性の観点から、必ず複数の相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）してください。

なお、複数の異なる事業実施者から提出されたにもかかわらず、記載方法や内容等の酷似、見積り取得先の関連性が疑われる場合、相見積もりとして認めないことがあります。

また、契約（発注）先 1 件当たりの見積額の合計が 50 万円（税抜き）以上になる場合は、原則として同一条件・仕様による相見積もりを取ることが必要です。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした理由書と価格の妥当性を示す書類（選定理由書等）を提出いただきますが、補助対象とならない場合があります。また、市場価格とかい離している場合は認められません。

したがって、申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただき、関連資料として申請時に併せて提出していただく必要があります。

(4) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を「減額」して記載してください。※事業実施者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方経費税相当額を「経費税等仕入控除税額」といいます。

(5) 事業実施計画に対して過度な経費が見込まれているとき、価格の妥当性について十分な根拠が示されない経費があるとき、その他本事業の目的や事業実施計画に対して不適当と考えられる経費が見込まれているときは、交付決定の手続きに際して、事務局から補助対象経費の見直しを求めます。

(6) 国や自治体の他の補助金による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組に係る経費は本事業の対象になりません。

(7) 事業実施者又はその構成員が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費（「10 交付決定前着手届出の手続き」により交付決定前に着手した場合の経費を除く。）は本事業の対象になりません。

(8) 事業の実施中に発生した事故又は災害の復旧のための経費は、本事業の対象になりま

せん。

(9) 機器導入等については発注日、技術導入や委託契約等は契約日、研究開発等は開発に関する社内決裁日を事業の着手日とみなします。これらが客観的に確認できる資料の写しを提出いただきます。